

事務連絡
令和2年2月20日

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）対策の更なる徹底について

先日来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止をお願いしているところですが、2月18日に開催された第11回新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添1のとおり総理指示がありました。

感染防止については、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）や時差出勤の取組が有効な対策となることから、貴団体及び傘下企業においては、可能な範囲でテレワークや時差出勤による勤務を認めるなど、これらの活用について特段のご配慮をいただくようお願いいたします。

また、本日（2月20日）厚生労働大臣より「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が発出されましたので、イベント等の主催者においては、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします（別添2参照）。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

URL：https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>